

**実地体験型研修プログラムの整備について**

- 主な意見と対応状況 - 【総提出件数：233件】

地方自治大学校

**1 県税徴収実習の実施**

【提出件数：52件】

(1) 実習期間等について (17件)

〔主な意見〕

- ・徴収業務は、短期間で業務の本質がわかるものではない。また、3日間程度の実習で成果があがるのか疑問である。
- ・徴収業務を幅広く経験する研修は意義が大きい、1週間程度とすべきである。
- ・職員として配属することが望ましいが、実習として実施するのであれば、事前の研修を十分に行うべきである。

研修目的は、徴収業務がすぐにできるような職員を養成することではなく、県税の大切さを身をもって体験させることに主眼を置いている。まずは3日間程度でスタートすることとし、その結果を見てさらに検討していきたい。なお、これに関する基礎的な知識については、半日程度の事前研修で対応したい。

(2) 実習内容等について (14件)

〔主な意見〕

- ・研修生だけの視点だけではなく、受け入れ側の都合も考慮する必要がある。
- ・研修の実施に伴い、県税事務所職員の業務負担が増えることのないよう十分な配慮が必要である。
- ・夜間電話催告や臨宅納税勧奨は、滞納者(県民等)に直接関わることであり、各滞納者の情報を事前に把握した上で臨むこと。

研修の実施に当たっては、税務課及び各県税事務所と十分調整を行うこととしている。なお、徴収実習の詳細については、今後、実施の具体的段階で検討していきたい。

(3) 研修対象者について (13件)

〔主な意見〕

- ・入庁3年目の職員にのみ、県税徴収実習を行うことに疑問がある。むしろ、役職の上の方を対象にし、税金に対する意識を考え直す機会にすべきである。
- ・管理職を始め、入庁10年目、20年目というような節目を迎える職員を対象にすべきである。

入庁後の早い時期に県税の大切さを身をもって体験させるのが適切であると考えている。なお、対象者の拡大については、受け入れ先である各県税事務所の業務負担などの問題があり、今後の検討としたい。

(4) その他 (8件)

〔主な意見〕

- ・職員(研修生)の徴税吏員としての身分はどのようにするのか。
- ・期間限定の徴税吏員証の発行等の措置をとることにより、意義深い徴収実習になるのではないか。

「徴税吏員証」を交付する方向で検討中であり、詳細については、人事課及び税務課と別途協議する予定である。

## 2 福祉施設での介護体験など実地体験研修の実施

【提出件数：136件】

福祉施設での介護体験の研修

【提出件数：36件】

### (1) 実施方法について(24件)

〔主な意見〕

- ・食事介助等の生活支援や事故防止対策等のため事前研修が必要である。
- ・施設側の負担に充分配慮すべきである。

具体的な研修内容については、施設側と十分な協議を行うとともに、具体的な介護方法については、研修当日の冒頭に行うオリエンテーションで徹底したい。  
施設側の負担については、十分な連携をとり、できるだけ負担とならないよう実施する。

### (2) 研修対象者について(12件)

〔主な意見〕

- ・県職員の意識啓発に有効であり、福祉施設にとっても人手が増えて助かることであるから、新任課長補佐級職員についても実施すべきである。
- ・新規採用、新任課長のみならず、3年に1回程度の体験実習が有効と考える。
- ・施策立案や県民と接する機会の多い業務等の中核となる新任係長級の職員を対象に加えるべき。

この研修は、県職員として新たにスタートをきる入庁直後と、県民サービスの高い意識を修得する必要がある新任課長級昇任時の、2つの節目に行うことが最も研修効果が高いと考えている。

民間企業での接客業務の体験研修

【提出件数：100件】

### (1) 研修期間について(23件)

〔主な意見〕

- ・3日間程度では意識改革につながらない。
- ・企業の意向によってはあえて土日を含むと限定する必要はないのではないか。
- ・事前研修はどうなっているか。
- ・少人数の職場においては、職員が3日間抜けることは困難である。

日数は多くの職員が業務を離れる(振り替えられた週休日を含む。)ことによる県政への影響や、受け入れ側との交渉結果、研修の目的や効果などを総合的に勘案して、原則として土・日を含め、3日間とした。  
事前研修については、地方自治大学校で行う新任主査級研修での専門の外部講師による接遇研修に、本研修についての事前研修を含めて実施することとしている。

### (2) 研修対象者について(14件)

〔主な意見〕

- ・より若い階層で実施すべきである。
- ・管理職で実施すべきである。
- ・行政職のほかにも対象とすべきではないか。

対象となる階層は、研修の目的や効果などを踏まえ、関係団体との協議結果を勘案し、ある程度の経験年数を積んだ中堅職員を対象とする。  
3日間業務を離れる(振り替えられた週休日を含む。)ことによる県政への影響や公金意識の向上及びサービス意識等を習得させる必要性などを総合的に勘案し、行政職給料表適用者を対象とすることとした。

### (3) 派遣先との交渉について (51件)

#### 〔主な意見〕

- ・研修生が自ら研修先に交渉・依頼するのは困難ではないか。
- ・事前に地方自治大学校又は所属等が受入企業と交渉を行い研修環境を整えるべきである。
- ・この研修に協力していただける店舗、企業を募り、職員を順次派遣してはどうか。
- ・接客業務に限定する必要はないのではないかと。

県商工会議所連合会等関係団体へ研修職員の受入れについて協力を要請し、民間企業への協力も併せて協力依頼する。また、地方自治大学校が研修先の「企業リスト」を参考資料として作成・提示する方向で現在協議中である。  
派遣先の選定に当たっては、所属長の助言を得るとともに、所属長が決定することとしている。  
県民に対するサービス意識の原点を学ぶため、接客業を対象とする。

### (4) トラブル発生時の責任の所在について (3件)

#### 〔主な意見〕

- ・事故、不注意等により事業者又は職員本人に損害が生じた場合、誰が責任を負担するのか。

公務として本研修に参加するものであり、損害賠償は通常の業務時の場合と同様と考える。

### (5) その他 (9件)

#### 〔主な意見〕

- ・所属長は何を助言するのか。
- ・個人事業主の店での研修も1円を稼ぐ辛さがより感じられて良いのでは。
- ・業種によって配慮すべき点をあらかじめ対象者に周知する。
- ・研修後に民間企業接遇ノウハウ集を作成してはどうか。

所属長は、研修目的や派遣先企業の選定など、本研修の効果が上がるよう適切な助言を行うことが期待される。  
個人事業主も対象となる企業に含まれる。  
効果的な研修を行うため、業種による配慮すべき点などは、交渉・決定時に研修生・所属長が受け入れ先とよく協議しておくことが必要である。  
研修後の民間企業接遇ノウハウ集の作成については今後検討していく。

## 3 本事業を題材とした研修の実施

【提出件数：15件】

### (1) 研修の内容について (5件)

#### 〔主な意見〕

- ・不正資金問題の原因である隠ぺい体質がどうしてできるかについて議論すべき。
- ・本事業の意味合いを整理し、研修のポイントを散漫にさせず、かつ、十分な時間をとるべき。
- ・事実の徹底的な解明とそれぞれの職責に応じた法律上の責任の有無等について、分析検討すべき。
- ・現場で実際にどのように裏金が作られ隠されていたかを知らない人も多いと思うので、より具体的なケーススタディが必要。

本研修は再生プログラムの一環として実施するものであり、職員自ら不正資金問題の原因と課題を分析するなどに加えて、提案の趣旨を踏まえながら職員の意識改革を図っていく。

## (2) 所属長研修及び受講後の職場研修について (5件)

### 〔主な意見〕

- ・受講後の職場研修は、同一の研修を各所属がバラバラに実施するよりは、研修の均一性、合理性の観点から庁舎単位などで実施したほうがよい。
- ・職場研修で出た良いアイデアや意見について県全体で共有すべき。

日時・場所・人数の調整等が必要な集合研修ではなく、一番身近な組織単位である所属の職場研修で全職員が参加してじっくりと取り組んでいただくことにより、職員の意識改革を図っていききたい。なお、職場研修の実施後は提案や意見などを含め、結果報告を求めることとしている。

## (3) 研修の実施時期、対象者等について (3件)

### 〔主な意見〕

- ・階層別ではなく、入庁年数に応じて定期的に全職員に対して実施すべき。
- ・昇任時などに限定せず、職場から何名受講として実施してはどうか。
- ・全職員にできるだけ早急に実施すべき。

人事異動などで同一の職員が受講するなど受講者に偏りが生じないように、各階層昇任時の研修を実施することにより、ほぼ全職員が受講できると考えている。所属長研修を12月中に実施し、受講後は職場研修を実施することにより全職員に徹底を図る。

## (4) その他 (2件)

### 〔主な意見〕

- ・平成19年度以降に実施する研修の講師は誰を想定しているのか。
- ・人としての道徳観、倫理観を養成する研修や内面的なことを重視するような研修プログラムを実施すべき。

講師は総務部長及び外部講師を検討中である。公務員倫理教育は職員研修の根幹として位置づけており、新規採用職員はもちろんのこと、各階層別昇任時研修において、公務員倫理研修や実地体験型研修を実施して、職員の意識改革を図るとともに、見識を高めるよう努めていく。

## 4 その他 (全般的・共通的な意見等)

【提出件数：30件】

### (1) 実地体験型研修について (30件)

#### 〔主な意見〕

- ・体験研修終了後に報告書(レポート等)を提出させてはどうか。
- ・県税徴収だけでなく用地買収業務、施設管理業務も導入してはどうか。
- ・看護師が除かれることが理解できない。

各研修後のレポート等の作成・提出については、提案の趣旨を踏まえて実施する方向で検討したい。

今回の事案の発端の一つとなった公金意識の著しい欠如に県民の批判が高まったことに鑑み、納税者である県民の生活を身を持って実感する機会としてとらえ、若い職員に県税徴収実習を実施したいと考えている。

看護師等は、常日頃から県民と向き合って業務を遂行していること、また、3日間連続して医療現場を離れることにより生じる支障などを総合的に勘案し、対象外とした。